

これだけは知っておきたい刑を終えて出所した人の人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

～ よく生き合おう ～

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

岐阜市・岐阜市教育委員会

刑を終えて出所した人の人権について正しく知りましょう

◇ 刑を終えて出所した人や家族に関する厳しい状況

たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくれば一市民です。

しかし、刑を終えて出所した人に対して、根強い偏見や差別があります。就職や入居に関して差別や悪意のあるうわさ、地域社会からの拒否的な感情など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

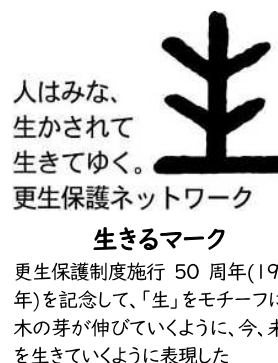
また、その家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

◇ 「更生保護」とは

更生保護とは、罪を犯した人や非行のある少年が、社会の中で健全に更生するのを支援し、再犯を防ぎ、社会を保護することで、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

法務省の保護観察所など国の機関が保護司などの地域のボランティアや関係機関・団体と連携しながら推進しています。

保護観察を受けている人の指導から、犯罪被害者等の支援、地域社会の啓発まで幅広い活動が行われています。



◇ 更生保護に携わる保護観察官や保護司等の更生保護ボランティア

更生保護に携わる人としては、保護観察所の保護観察官や法務大臣から委嘱されている保護司(民間ボランティア)の他、更生保護女性会や BBS 会 (Big Brothers and Sisters Movement)、協力雇用主など、民間ボランティアの人たちもいます。

また、社会復帰を強く願ひながらも頼る人がないなど、すぐに仕事をしたり生活したりすることができない人に一定の期間住居を提供し、再出発を支える更生保護施設という民間施設が全国に 103 か所あります。

◇ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生の理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年 7 月の強調月間を中心に岐阜市では、街頭啓発や、小学生による書写展、中学生の作文コンテストなど様々な取組が行われています。



◇ 真の社会復帰の実現を目指すために、社会の理解と協力

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲が必要ですが、それと併せて、家族はもとより、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。そのため、2016(平成 28)年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が施行されました。

周囲の理解と協力は、



きちんと罪を償って、

社会復帰のための努力をしている人にとって、

大きな力となります。